

倫理規程

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会
倫理規程

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規程は、この法人に勤務する職員と利害関係者との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、職務の遂行に際し疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってこの法人の行う業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(職員の基本的な心構え)

第 2 条 職員は、その服務について、この法人の就業規則その他関係法令を遵守するほか、この規程に従わなければならない。

2 職員は、自らの行動が業務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務上の権限や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(管理・監督職の遵守事項)

第 3 条 職員のうち、部長職以上の地位にある者（以下「管理・監督者」という。）は、率先垂範して服務規律の徹底を図るとともに、監督責任を十分自覚し、部下職員に対する指導監督を怠ってはならない。

2 管理・監督者は、この規程の遵守について自省自戒し、併せて幹部会議等の機会を通じて相互に注意喚起を促さなければならない。

(利害関係者との接触に当たっての禁止事項)

第 4 条 職員は、利害関係者との接触に当たっては、勤務時間内外を問わず、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活における行為であって、職務に関係のないものは除くものとする。

- (1) 供応接待を受けること。
 - (2) 会食（パーティを含む。）をすること。
 - (3) 遊技（スポーツを含む。）又は旅行をすること。
 - (4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
 - (5) 金銭（祝儀等を含む。）、商品券等の贈与を受けること。
 - (6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - (7) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (8) 対価を払わずに利害関係者の負担により、無償で不動産、物品等の貸付けを受けること。
- 2 前項各号に掲げる行為には、私的な交際、社交儀礼行為等を口実にして行われる行為を含むものとする。

(違反者に対する措置)

第 5 条 職員に、前条の規定に違反するおそれがあると認められる場合には、当該職員の上司は、当該職員に対し、当該行為について注意をしなければならない。

2 職員に、前条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合においては、当該職員の所属長は、当該職員から事情聴取を行うなどの実情調査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、前項の報告の結果、当該職員が前条の規定に違反する行為があったと認められる場合においては、就業規則に定める手続により懲戒処分を行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月27日制定)

附 則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日(平成25年4月1日)から施行する。